高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第17号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)及び平成27年10月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」(以下「変更公告」という。)を下記のとおり変更するとともに、料金公告１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成28年７月20日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

料金公告の変更

料金公告中、１．⑺のうち、「平成72年５月12日」を「平成72年５月３日」に改める。

料金公告中、別添３のうち、

	立山	
滑川	8.1	」を

「

	立山	
上市スマート	4.2	
滑川	3.9	8.1

」に、

	飯田	
松川	15.5	」を

「

	飯田	
座光寺スマート	6.9	
松川	8.6	15.5

」に、

	御殿場	
大井松田	25.8	」を

「

	御殿場	
足柄スマート	2.6	
大井松田	23.2	25.8

」に、

	裾野	
御殿場ジャンクション	5.5	」を

「

	裾野	
駒門スマート	3.0	
御殿場ジャンクション	2.5	5.5

」に、

「三方ＰＡスマート」を「三方五湖スマート」に改める。

変更公告の変更

題名中「2016」を削る。

⑶中、「平成28年10月31日」を「平成30年９月30日」に改める。

⑸を次のとおり改める。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。

企画割引「宿泊セット企画割引2016下半期」

⑴　割引をする自動車

①　東京発着伊豆プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

②　東京発着諏山寺・浜名湖プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

③　東京発着富士・河口湖プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

④　東京発着南信州プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑤　名古屋発着金沢・加賀温泉郷・飛騨高山・白川郷プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ホに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑥　名古屋発着飛騨高山・白川郷プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヘに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ヘに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヘに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑦　名古屋発着富山・金沢・飛騨高山プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②トに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑧　名古屋発着伊豆・静岡プラン

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②チに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②チに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車並びに⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②チに定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。